

教委危第 010078 号  
平成 21 年 8 月 28 日

各県立学校長 様

教 育 長

県立学校における新型インフルエンザ（A / H 1 N 1）に係る  
運用指針について（通知）

本日（8 月 28 日）開催された「佐賀県新型インフルエンザ対策推進会議」において、別添のとおり新型インフルエンザ（A / H 1 N 1）に係る対応指針の運用が決定されました。

については、県立学校における感染拡大防止を図るため、「県立学校における新型インフルエンザ（A / H 1 N 1）に係る運用指針」を定めましたので、適切な対応をお願いします。

（担当）

- ・教育委員会における新型インフルエンザ対策に関すること  
教育庁危機管理・広報グループ 電話 0952-25-7223
- ・生徒指導、学習指導、修学旅行に関すること  
教育庁学校教育課 電話 0952-25-7228  
教育庁教育政策課 電話 0952-25-7475, 7476
- ・学校保健に関すること  
教育庁体育保健課 電話 0952-25-7234
- ・教職員に関すること  
教育庁教職員課 電話 0952-25-7226

平成 21 年 8 月 28 日  
佐賀県教育委員会

## 県立学校における新型インフルエンザ（A/H1N1）に係る運用指針

「佐賀県新型インフルエンザ対策推進会議」（平成 21 年 8 月 28 日開催）において決定された「新型インフルエンザ（A/H1N1）に係る対応指針の運用について」に基づき、県立学校における感染拡大防止を図るため、次の対応を行う。

### 1 出席停止について

校長は、インフルエンザ様症状を呈する児童生徒の保護者に対して出席停止を指示すること。  
なお、その期間は、原則 7 日間とする。

### 2 臨時休業（学級閉鎖、学年閉鎖、休校）について

校長は、地域のインフルエンザの流行状況や児童生徒の欠席状況等を勘案し、学校医等の意見を十分聞き、管轄の保健福祉事務所の指導助言を求めるとともに、必要に応じ、県教育委員会（体育保健課）と協議を行い、時機を失することなく臨時休業の判断を行うこと。

なお、学級閉鎖を行う判断の目安としては、インフルエンザ様症状を呈して欠席した者および登校者で同様の症状を呈している者が、同一学級内で 10～15% 確認された場合とする。なお、その期間は 7 日間とする。

学年閉鎖については、複数の学級で学級閉鎖を行っている場合に行い、休校については、複数の学年で閉鎖を行っており、他の学年でも感染者が確認され、感染の拡大の恐れがあるときを目安とする。

ただし、学校における感染状況等を把握した上で、学習指導の実態に応じ、学級閉鎖、学年閉鎖、休校について検討を行うこと。

教職員等については、健康観察を十分行い、インフルエンザ様症状を呈した場合は、速やかに医療機関を受診し、その指示にしたがうよう指導すること。

なお、症状を呈していない教職員等に対しては、一律に出校停止や自宅待機を命じないこと。

臨時休業を終了し、授業を再開する場合は、児童生徒の欠席状況、り患状況などをよく調査の上、学校医等の意見を十分聞き、管轄の保健福祉事務所の指導助言を求め、判断を行うこと。

なお、必要があると認める場合は、更に臨時休業の延長その他の措置を行うこと。

### （参考）インフルエンザ様症状

#### 38 度以上の発熱かつ急性呼吸器症状

急性呼吸器症状とは少なくとも以下の 1 つ以上の症状を呈した場合をいう。

ア) 鼻汁もしくは鼻閉    イ) 咽頭痛    ウ) 咳

ただし、規定の発熱の症状がない場合でも、今後、症状が進行する場合がありますので、十分に注意を行うこと。

### 3 家族がインフルエンザに感染した場合について

同居の家族がインフルエンザに感染した児童生徒、教職員は、健康観察を十分行い、当該児童生徒等がインフルエンザ様症状を呈した場合は、速やかに医療機関を受診し、その指示にしたが

うよう指導すること。

なお、症状を呈していない児童生徒、教職員に対しては、一律に出席停止や自宅待機を指示しないこと。

#### 4 学校行事について

地域のインフルエンザの流行状況や児童生徒の健康状況を勘案し、学校行事の実施、中止又は延期、実施方法の工夫について検討する。なお、検討に際しては、必要に応じ、学校医や管轄の保健福祉事務所に相談すること。

[実施方法の工夫の例]

放送による全校集会の実施や学年・学級単位での実施  
体育館など閉鎖空間の場合は換気に十分努める  
屋内施設から屋外での実施への変更  
集会後のうがい手洗いの実施 等

#### 5 保護者への周知・協力依頼について

学校における感染拡大防止のため、引き続き、保護者に対し、以下の事項について周知を行い、理解と協力を求めること。

児童生徒の家庭での健康管理の徹底（手洗いうがいの励行、登校前の検温等）  
インフルエンザ様症状がある場合は速やかに医療機関を受診し、その指示にしたがうこと。  
なお、その旨、学校に必ず連絡をすること。  
発熱や咳などのインフルエンザ様症状がある場合は、登校を自粛させること。  
咳の症状が出た場合は、いつでもマスクを着用できるようあらかじめ家庭で準備をし、登校・外出時に児童生徒に持たせること。

#### 6 保健福祉事務所との連携について

引き続き、管轄の保健福祉事務所との連携に努め、保健福祉事務所から臨時休業の要請や感染防止対策についての指導、学校内の感染状況を把握するよう依頼を受けた場合は、適切に対応すること。

#### 7 学校における新型インフルエンザ・クラスターサーベイランスについて

校長は、「同一集団（原則として同一学級又は部活動単位）で、7日以内にインフルエンザ様症状による2名以上の欠席者（教職員を含む）が発生した場合、迅速に初期から情報伝達」を管轄の保健福祉事務所へ行い、併せて、県教育委員会（体育保健課）に連絡すること。  
（厚生労働大臣が定める「医療の確保、検疫、学校・保育施設等の臨時休業の要請等に関する運用指針（改定版）」において、厚生労働省が示した「3. 学校における新型インフルエンザ・クラスターサーベイランスの流れ」参照）

#### 8 基礎疾患を持つ児童生徒・教職員等について

今回の新型インフルエンザについては、慢性呼吸器疾患や慢性心疾患等の基礎疾患を有する方や妊娠中の方、乳幼児が重症化するリスクが高いとされていることに留意し、児童生徒の基礎疾患の有無等についての把握に努めること。

なお、当該児童生徒等にインフルエンザ様の症状が確認された場合、速やかに保護者に連絡するとともに、校医や主治医等に相談し、適切な対応をとること。

#### 9 県教育委員会への報告について

臨時休業の判断を行った場合は、速やかに県教育委員会（体育保健課）に報告を行うこと。